

渋沢栄一に関する文書を読む 解答

子五月二十七日 差上申御請証文之事（渋沢成一郎外歩兵取立廻村二付）
〔篠崎家文書四八〇八〕

差上申御請証（証）文之事

一、此度歩兵御組立二付、私共村々江渋沢誠一郎

同篤太夫様御廻村被成候二付、御用可相成

者共者、無差支御取調受可申候

一、右御兩人様御廻村御先触披見候ハ、御休

泊并ニ御繼立人馬等無差支様可仕候、尤

木錢米代御受取可奉申上、人馬之義ハ村

役ニ而差出可申候

一、御撰人相成候者共有之候節帶刀致し

江戸表郷宿江差出方之義ハ右御兩人様

御差図を請、其段之御届可申上

一、御撰人之内、常々行跡不宜、往々無心元

見込を以、差出方 御免願等、右御兩人

様江差出候義御座候者、其段も委細

可奉申上候、勿論紛敷義等を以差出方

御免等相願候様成義一切仕間敷候

一他領村々江御廻村之上、人物御撰被成
候間二付、被仰渡奉承知候、尤他領
御休泊二就而者、御旅籠之儀者御
領知村々二而、御賄方等者御構不申
上、心得之旨、是又奉承知候
右之趣被仰渡承知奉畏候、其餘
都而右御兩人様御差回数次第御用御差
支無之様、是又被 仰渡奉承知畏候
依之御請證文差出申候処、如件

子五月廿七日

武州埼玉郡

拾八ヶ村惣代

臺村金左衛門組

名主

金左衛門

除堀村

名主

嘉右衛門

御領知

御役所

【読み下し】

差し上げ申す御請証文の事

一、此度歩兵御組み立てに付、私共村々へ渋沢誠一郎

同篤太夫様御廻村成られ候に付、御用相成るべき

者共は、差し支え無く御取り調べ受け申すべく候

一、右御兩人様御廻村御先触披見候はば、御休泊

并に御継ぎ立て人馬等差し支え無き様仕るべく候、尤も

木銭米代御受け取り申し上げ奉るべく、人馬の義は村役にて差し出し申すべく候

一、御撰人相成候者共これ有り候節、帯刀致し

江戸表郷宿へ差し出し方の義は、右御兩人様

御差図を請け、其段の御届け申し上ぐべし

一、御撰人の内、常々行跡宜しからず、往々心元なく

見込みを以て、差し出し方 御免願ひ等、右御兩人

様へ差し出し候義御座候は、其段も委細

申し上げ奉るべく候、勿論紛しき義等を以て差し出し方

御免等相願ひ候様成る義、一切仕るまじく候

一、他領村々へ御廻村の上、人物御撰び成られ

候旨に付、仰せ渡され承知奉り候、尤も他領

御休泊に就いては、御旅籠の儀は御

領村々にて、御賄方等は御構い申さざる
上、心得の旨、是又承知奉り候

右の趣仰せ渡され承知畏み奉り候、其余

都て右御兩人様御差凶次第御用御差し

支えこれ無き様、是又仰せ渡され承知畏み奉り候

これに依り御請証文差し出し申し候処、件の如し

子五月廿七日

武州埼玉郡

拾八ヶ村惣代

臺村金左衛門組

名主

金左衛門

除堀村

名主

嘉右衛門

御領知

御役所